

平成30年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ: 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する財務事務について

| 報告書 ページ | 所管課 (対象施設等) | 監査結果に添えて提出された意見 | 措置の内容 |
|------------|---|--|--|
| 32 | 若者活躍・男女 共同参画課 (山形県男女共 同参画セン ター) | (収支報告書に計上する人件費について) 指定管理者は、平成27年度から平成29年度までの収支報告書において、人件費として、実際に発生した人件費ではなく、事務費や男女共同参画事業経費を予算より節減した額を限度として、人件費予算額に加算した額を計上していた。その結果、支出合計の予算額と決算額が同額計上された状態となっていた。 県は、必要なサービスが提供されているかを確認し、今後の指定管理料をより適切に積算するため、収支実績を正確に把握することが必要である。よって、県は、人件費について、予算額により調整した金額ではなく、実際に発生した金額を計上するよう指導する必要がある。 | 実際に発生した人件費については、毎年、実地検査において関係帳票により確認していたところであるが、指定管理者に対し、平成30年度の収支報告書から、実際に発生した人件費を計上するよう指導した。 平成30年度の収支報告書について、指導のとおり記載されていることを確認した。 |
| 40 | 障がい福祉課 (山形県福祉休 養ホーム 寿海 荘) | (貸与物品の管理について) 県は、指定管理者に貸与している物品については、貸与物品の適切な管理のため、備品であるか否かを問わず、物品の管理に関する書類を作成の上、管理していくことを検討されたい。 | 令和元年度より、備品のほか指定管理者に貸与している物品(工事請負費により整備したエアコン等の成果物など)についても網羅した帳簿を作成し、管理していくこととした。 |
| 40 | 障がい福祉課 (山形県福祉休 養ホーム 寿海 荘) | (分煙化への対応について) 最近是非喫煙者が多くなってきており、多くの施設で禁煙化あるいは分煙化が進んでいる。寿海荘で実施した利用者からのアンケートでも分煙化の要望が多かった。 今後、客室の分煙化や共用部分に喫煙スペースを設けるなど、非喫煙者への十分な配慮も望まれる。 | 令和元年5月28日から客室5部屋の禁煙化を実施した。 |
| 46 | 障がい福祉課 (山形県立点字 図書館) | (アンケート調査の対象となる母集団について) 当施設では、アンケート調査の対象を利用登録者のうち「図書館だより」送付希望者のみに限定しており、調査対象となる母集団としては小さいものと考えられる。 県は、指定管理者が行うアンケート調査について、より多くの利用登録者を対象として調査を実施できるよう、費用対効果も十分に勘案しながら、調査対象母集団の規模を検討するよう指導されたい。 | 平成29年度までは、「図書館だより」送付希望者のうち直近で図書館の利用がある方のみにアンケートを実施したが、令和2年1月のアンケートでは、「図書館だより」送付希望者全員に対してアンケートを行った。 |
| 76 | 観光立県推進 課 (山形県国民宿 舎竜山荘) | (保守管理業務の県に対する報告について) 県は、毎月指定管理者より提出される月次の事業報告書において、各種定期点検、法定点検の実施状況を確認している。 しかし、県が月次の事業報告書により確認できるのは、各種定期点検、法定点検実施の事実のみであり、点検の結果、不備、不具合などの有無、その内容、その措置状況等については確認することができない。 県は、指定管理者が実施した各種定期点検、法定点検の結果について、当該点検を実施した旨のみの報告ではなく、当該点検を実施した結果、不備、不具合などの有無、その内容、措置状況等について、指定管理者へ詳細な報告を求めることを検討されたい。 | 指定管理者が実施した各種定期点検、法定点検の結果や不備、不具合などの有無等について、月次の事業報告書と合わせて提出させることとした。 |

平成30年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ: 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する財務事務について

| 報告書 ページ | 所管課 (対象施設等) | 監査結果に添えて提出された意見 | 措置の内容 |
|------------|--------------------------------|---|---|
| 84 | 森林ノミクス推 進課 (山形県源流の 森) | <p>(事業報告書の記載について)</p> <p>指定管理者が提出する事業報告書において、収支実績額を記載するのみでなく、計画値(予算)並びに計画と実績の差異を示す記載を行うよう指定管理者と協議し、合意を得ることが望ましい。</p> <p>また、自主事業の実施結果について、事業計画書の記載と対応する形で実績の記載を行うよう指定管理者に指導すべきである。</p> <p>さらに、自主事業にかかる支出について、他の業務から区分して報告するよう指定管理者に指導すべきである。</p> | <p>平成30年度の事業報告書について、指定管理者に以下のとおり記載を求め、提出があり、内容を確認した。</p> <p>【収支実績について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支実績額に加え、計画値(予算)並びに計画と実績の差異を記載した。 <p>【自主事業の実施結果について】</p> <p>事業計画書の記載と対応する形で自主事業の実施結果を記載した。</p> <p>【自主事業にかかる支出について】</p> <p>自主事業を他の業務から区分して記載した。</p> <p>令和元年度以降の事業報告書についても、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を分けて作成するよう指導している。</p> |
| 99 | 都市計画課 (最上中央公 園) | <p>(備品標示票の追記について)</p> <p>備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易にすることと考える。机やキャビネットなどの類似の備品が多数設置され、かつ、指定管理者が自ら購入した備品と併存している状況では、特に県有財産台帳との照合確認の必要性が高い。</p> <p>県は、物品番号の印字が薄くなり見えなくなった備品標示票については、物品番号を追記し、定期的な照合確認を容易に行えるようにする必要がある。</p> | <p>印字が薄くなり見えなくなった備品標示票について、物品番号を追記した。</p> |
| 102 | 都市計画課 (最上中央公 園) | <p>(利用料金還付申請書の「申出日」欄の追加について)</p> <p>公の施設利用に当たっては不当な差別的取扱いをせず平等利用が求められ、指定管理者は条例を遵守して管理業務を行う必要がある。還付申請書の日付が条例で還付できるとされている使用開始前7日より後の日付となっている場合、外観的に条例に違反しているとの誤解を生じさせてしまうため、例えば、還付申請書に「申出日」欄を追記して指定管理者が記載・確認を行う運用とすることが望ましい。</p> | <p>指定管理者の事務の内規として、還付申請書に記載する日付は申請書を作成した日の他に、還付の申し出があった日の受付印を押印するよう規定し、令和元年4月1日より運用開始したとの報告を受けた。</p> |
| 123 | 空港港湾課 (山形県ふるさと 交流広場) | <p>(今後の施設管理・運営の在り方について)</p> <p>当施設は、開設以来30年近く経過しており、遊休施設の存在及び施設の老朽化が見受けられる。</p> <p>事業継続を前提とした場合、大規模な修繕あるいは投資等が必要となることが考えられるため、施設修繕に係る中長期的な見通しを踏まえながら、事業継続の必要性も含めた今後の施設管理・運営の在り方について検討を進めることが必要である。</p> | <p>令和2年度末をもって公の施設(指定管理者制度導入施設)としては廃止し、跡地は直営で適切に管理を行っていく。</p> |
| 124 | 空港港湾課 (山形県ふるさと 交流広場) | <p>(申請条件の見直し等による申請者の確保について)</p> <p>当施設に関する直近の指定管理者への申請状況を見ると、当初は申請者がなかった。その後、申請がないのは指定管理者としては採算性に問題があるとの分析で、募集要項を一部変更し、再募集を行い現在の指定管理者が申請するに至った。県は、申請条件の見直しや、施設自体の魅力の増加により、今後も申請者を確保していくことが望まれる。</p> | <p>令和2年度末をもって公の施設(指定管理者制度導入施設)としては廃止。</p> |

平成30年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する措置

監査テーマ: 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する財務事務について

| 報告書 ページ | 所管課 (対象施設等) | 監査結果に添えて提出された意見 | 措置の内容 |
|------------|----------------------------|---|---|
| 126 | 空港港湾課 (山形県ふるさと 交流広場) | <p>(一般管理費に関する適切な配賦基準の設定について)</p> <p>平成29年度の収支実績書において、収入から指定管理業務固有の支出を差し引いた差引残額を一般管理費として支出に計上し、収支差引を0として県に報告している。一般管理費の内容としては指定管理業務に関する間接人件費等が該当するが、間接人件費は勤務時間等を用いた合理的な基準で配賦されていない状況である。</p> <p>県は、指定管理者に対し、収支実績書のうち間接人件費等、一般管理費に属する項目につき、適切な配賦基準を設定し、これに基づいて金額を計算するよう指導する必要がある。</p> | 令和2年度末をもって公の施設(指定管理者制度導入施設)としては廃止。 |
| 147 | 行政改革課 (総括) | <p>(担当者間の意見交換について)</p> <p>県では、指定管理者制度を導入している各施設の所管課担当者を対象とした「指定管理者制度に係る担当者会議」を開催している。このような会議を定期的に複数回設けるなど、意見交換の場を充実させることにより、自らが所管している施設の管理等の参考となり、実務に生かすことが可能になるものと考えことから、適切な実施が望ましい。</p> | <p>担当者間の意見交換の場の充実に向けて、担当者会議の継続実施に加え、令和元年度より新たに「指定管理者制度運用に係る現況ヒアリング」を実施し、課題の把握や意見を徴取し、対応を図った。</p> <p>今後も取組みを進めながら、担当者会議の定期実施のほか、必要に応じて随時実施し、意見交換等の充実に図っていくこととした。</p> |
| 147 | 行政改革課 (総括) | <p>(収支予算書・収支決算書の様式について)</p> <p>収支予算書・収支決算書について、収支の状況をより適切に表す観点から、施設に応じて可能な限り消費税に関して税込様式から税抜き様式での作成を検討することが望ましい。</p> | 指定管理業務に係る消費税負担額が明らかになるよう、消費税課税団体は、収支計画書等について、税抜記載と税込記載双方で作成することとし、ガイドラインに消費税抜の収支計画書参考様式を追加した。 |
| 147 | 行政改革課 (総括) | <p>(包括協定等におけるリスク分担に関する定めについて)</p> <p>県は、包括協定等において、物価の変動、金利変動、法令・税制等の変更により、施設の管理運営に支障が生じた場合のリスク分担に関する条項を定め、リスク分担表を作成することが望ましい。</p> | ガイドラインの改正を行い、リスク管理の項目に金利変動と法令・税制等の変更の項目を追加した。 |
| 147 | 行政改革課 (総括) | <p>(指定管理施設における自主事業の取扱いについて)</p> <p>県は、自主事業に係る取扱いを明確に示すとともに、目的外の自主事業を実施する場合は行政財産の目的外使用許可手続及び使用料の納付が必要となること及び企画事業を含む指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を区分して収支計画書を作成するよう指定管理者を指導することが望ましい。</p> | 平成30年度のガイドライン改正により、収支計画書について指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を分けて作成するよう明記し、令和元年度のガイドライン改正により、自主事業の定義を再整理し、施設の設置目的外の自主事業の場合は、目的外使用許可が必要となる旨を明記した。 |